【傷病手当金初回申請時に提出】

給付に関する同意書

（保険給付の支給決定に係る情報取得の同意書）

私は、日本事務器健康保険組合に対し、健康保険法第99条に基づく保険給付（傷病手当金）請求を行っています。この給付決定の調査として、日本事務器健康保険組合が私の受けた保険給付、医療行為等に係る情報に関し、医療保険者、医療機関、事業所、官公庁等に照会を求めることに同意いたします。

令和　　　年　　　月　　　日

日本事務器健康保険組合

　　　　　　　理事長殿

　　　　　　　　　　　　　〒　　　－

　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　電話

【参考：健康保険法】

第59条　保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第121条　保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。